

厚生労働省告示第百三三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第六号の規定に基づき、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成二十年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。ただし、平成二十二年三月三十一日以前の日に行われた療養の費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十二年三月二十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

患者の区分	診療報酬の算定方法に掲げる療養
一 入院中の患者以外の患者であつて、次のいずれにも該当しないもの（以下「入院中の患者以外の患者」という。）	次に掲げる点数が算定されるべき療養 一 別表第一第1章第1部に規定する点数 二 別表第一第2章第1部に規定する点数であつて、次に掲げる点数以外のもの イ 区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料 ロ 区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1

<p>イ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者</p>	<p>八 区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2</p> <p>二 区分番号B007に掲げる退院前訪問指導料</p> <p>ホ 区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料</p> <p>へ 区分番号B014に掲げる退院時薬剤情報管理指導料</p> <p>三 別表第一第2章第2部に規定する点数であつて、次に掲げる点数以外のもの</p> <p>イ 区分番号C006に掲げる在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料</p>
<p>ロ 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に入所している患者</p>	<p>ロ 区分番号C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>ハ 区分番号C009に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料</p> <p>ニ 区分番号C010に掲げる在宅患者連携指導料</p> <p>四 別表第一第2章第3部から第7部までに規定する点数</p> <p>五 別表第一第2章第8部に規定する点数であつて、次に掲げる点数以外のもの</p> <p>イ 区分番号I005に掲げる入院集団精神療法</p> <p>ロ 区分番号I008に掲げる入院生活技能訓練療法</p>

<p>二 指定介護療養施設 サービスを行う療養 病床等（療養病床の うちその一部につい て専ら要介護者を入 院させるものにあつ</p>	
<p>次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>一 別表第一第1章第2部に規定する点数</p> <p>二 別表第一第2章に規定する点数であつて、次に掲げる点数以外のもの</p> <p>イ 区分番号B005・3・2に掲げる地域連携診療計画退院時指導料（</p>	<p>八 区分番号I011に掲げる精神科退院指導料</p> <p>二 区分番号I011・2に掲げる精神科退院前訪問指導料</p> <p>六 別表第一第2章第9部から第13部までに規定する点数</p> <p>七 別表第二に規定する点数であつて、次に掲げる点数以外のもの</p> <p>イ 区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料</p> <p>ロ 区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>ハ 区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料</p> <p>八 別表第三に規定する点数であつて、次に掲げる点数以外のもの</p> <p>イ 区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>ロ 区分番号15の4に掲げる退院時共同指導料</p>

<p>ては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下「介護療養病床等」という。）以外の病床に入院している患者（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く。）</p>	<p>口 区分番号B005・6・2に掲げるがん治療連携指導料 八 区分番号B005・7に掲げる認知症専門診断管理料 二 区分番号B009に掲げる診療情報提供料（注10から注12までに掲げる場合に限る。） ホ 第2部に規定する点数 ヘ 区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法 ト 区分番号I003・2に掲げる認知療法・認知行動療法 三 別表第二に規定する点数であつて、次に掲げる点数以外のもの イ 区分番号B006・3・2に掲げるがん治療連携指導料 口 区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 八 区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料 二 区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料 四 別表第三区分番号15の4に掲げる退院時共同指導料</p>
<p>三 次に掲げる患者 イ 介護療養病床等 （老人性認知症疾</p>	<p>次に掲げる療養 一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一</p>

患療養病棟の病床を
除く。)に入院
している患者

□ 短期入所療養介
護(介護老人保健
施設の療養室又は
老人性認知症疾患
療養病棟の病床(以下「療養室等」という。)において行われるものを除く。)又は介護
予防短期入所療養
介護(療養室等に
おいて行われるものを除く。)を受

号)別表の3のイの注9又は口の注6に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。)

イ 別表第一第二章第1部に規定する点数であつて、次に掲げる点数以外のもの

区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料

区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1

区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2

区分番号B005・1・2に掲げる介護支援連携指導料

区分番号B005・2に掲げる地域連携診療計画管理料

区分番号B005・3に掲げる地域連携診療計画退院時指導

料

()
区分番号B005・3・2に掲げる地域連携診療計画退院時

指導料

()
区分番号B005・6に掲げるがん治療連携計画策定料

区分番号B005・6・2に掲げるがん治療連携指導料

区分番号B005・7に掲げる認知症専門診断管理料

けている患者

区分番号B005・8に掲げる肝炎インターフェロン治療計

画料

区分番号B007に掲げる退院前訪問指導料

区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料

区分番号B009に掲げる診療情報提供料（注1、注3、

注4、注7、注8及び注10から注12までに掲げる場合に限る。

）

区分番号B010に掲げる診療情報提供料（

区分番号B014に掲げる退院時薬剤情報管理指導料

口 別表第一第二章第4部に規定する点数であつて、次に掲げる点

数以外のもの

第1節通則第4号のイに規定する点数

区分番号E001の1に掲げる単純撮影

区分番号E002の1に掲げる単純撮影

八 別表第一第二章第5部第3節に規定する点数（特掲診療料の施

設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）第十六第二号

に掲げる薬剤に係るものに限る。)

二 別表第一第二章第6部第2節に規定する点数(特掲診療料の施設基準等第十六第三号に掲げる薬剤(抗悪性腫瘍剤を除く。))に係るものに限る。)

ホ 別表第一区分番号H005に掲げる視能訓練及び同表区分番号H006に掲げる難病患者リハビリテーション料

へ 別表第一第二章第8部に規定する点数であつて、次に掲げる点数以外のもの

区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法

区分番号I003・2に掲げる認知療法・認知行動療法

区分番号I007に掲げる精神科作業療法

区分番号I011に掲げる精神科退院指導料

区分番号I011・2に掲げる精神科退院前訪問指導料

ト 別表第一第二章第9部に規定する点数(基本診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十二号)別表第五第二号に掲げる処置に係るものを除く。)

チ 別表第一第2章第10部から第12部までに規定する点数

二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のイの注9又は口の注6に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）

イ 別表第一第1章第1部に規定する点数

ロ 別表第一区分番号A400の1に掲げる短期滞在手術基本料1

ハ 別表第一第2章第3部及び第4部に規定する点数

二 別表第一第2章第5部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）

ホ 別表第一第2章第6部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）

ヘ 別表第一第2章第8部から第13部までに規定する点数

三 別表第二に規定する点数であつて次に掲げる点数以外のものが算定されるべき療養

イ 区分番号B004・1・4に掲げる入院栄養食事指導料

ロ 区分番号B004・9に掲げる介護支援連携指導料

<p>四 次に掲げる患者</p> <p>イ 介護療養病床等 （老人性認知症疾 患療養病棟の病床 に限る。）に入院 している患者</p>	
<p>次に掲げる療養</p> <p>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3の八の(1)から(3)までの注4に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）</p> <p>イ 別表第一区分番号A227に掲げる精神科措置入院診療加算</p> <p>ロ 別表第一第二章第5部第3節に規定する点数（特掲診療料の施</p>	<p>ハ 区分番号B006・3に掲げるがん治療連携計画策定料</p> <p>ニ 区分番号B006・3・2に掲げるがん治療連携指導料</p> <p>ホ 区分番号B007に掲げる退院前訪問指導料</p> <p>ヘ 区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料</p> <p>ト 区分番号B011・4に掲げる退院時薬剤情報管理指導料</p> <p>チ 区分番号B014に掲げる退院時共同指導料1</p> <p>リ 区分番号B015に掲げる退院時共同指導料2</p> <p>ヌ 区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>ル 区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料</p> <p>ヲ 区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料</p>

□ 老人性認知症疾患療養病棟の病床において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者

設基準等第十六第二号に掲げる薬剤に係るものに限る。）

八 別表第一第二章第6部第2節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第十六第三号に掲げる薬剤（抗悪性腫瘍剤しゅようを除く。）に係るものに限る。）

二 別表第一第二章第8部に規定する点数であつて、次に掲げる点数以外のもの

区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法

区分番号I003・2に掲げる認知療法・認知行動療法

区分番号I007に掲げる精神科作業療法

区分番号I011に掲げる精神科退院指導料

区分番号I011・2に掲げる精神科退院前訪問指導料

二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3の八の(1)から(3)までの注4に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）

イ 別表第一第一章第1部に規定する点数

□ 別表第一区分番号A400の1に掲げる短期滞在手術基本料1

八 別表第一第2章第3部及び第4部に規定する点数

二 別表第一第2章第5部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）

ホ 別表第一第2章第6部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）

ヘ 別表第一第2章第8部に規定する点数であつて、次に掲げる点数以外のもの

区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法

区分番号I003・2に掲げる認知療法・認知行動療法

ト 別表第一第2章第9部から第13部までに規定する点数

三 別表第二に規定する点数であつて次に掲げる点数以外のものが算定されるべき療養

イ 区分番号B004・1・4に掲げる入院栄養食事指導料

ロ 区分番号B004・9に掲げる介護支援連携指導料

ハ 区分番号B006・3に掲げるがん治療連携計画策定料

ニ 区分番号B006・3・2に掲げるがん治療連携指導料

<p>五 次に掲げる患者</p> <p>イ 介護老人保健施設に入所している患者</p> <p>ロ 介護老人保健施設において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療</p>	
<p>ホ 区分番号B007に掲げる退院前訪問指導料</p> <p>ヘ 区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料</p> <p>ト 区分番号B011・4に掲げる退院時薬剤情報管理指導料</p> <p>チ 区分番号B014に掲げる退院時共同指導料1</p> <p>リ 区分番号B015に掲げる退院時共同指導料2</p> <p>ヌ 区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>ル 区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料</p> <p>ヲ 区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料</p> <p>次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>一 別表第一第三章に規定する点数であつて、次に掲げる点数以外のもの</p> <p>イ 区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1の例により算定する点数</p> <p>ロ 区分番号B010に掲げる診療情報提供料()の例により算定する点数</p> <p>二 別表第二に規定する点数であつて、次に掲げる点数以外のもの</p>	

<p>養介護を受けている患者</p>	<p>イ 区分番号B006・3・2に掲げるがん治療連携指導料</p> <p>ロ 区分番号B014に掲げる退院時共同指導料1</p> <p>ハ 区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>ニ 区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料</p> <p>ホ 区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料</p>
<p>六 次に掲げる患者（以下「介護老人福祉施設入所者」という。）</p> <p>イ 地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所している患者</p> <p>ロ 短期入所生活介護又は介護予防短</p>	<p>次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>一 別表第一に規定する点数（当該患者が入所する施設における医師により行われる医学的管理に相当する療養に係るものを除く。）</p> <p>二 別表第二及び別表第三に規定する点数</p>

期入所生活介護を
受けている患者

備考

- 一 この表において「法」とは、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）をいう。
- 二 この表において「患者」とは、法第六十二条に規定する要介護被保険者等である患者をいう。
- 三 この表において「短期入所生活介護」とは、法第八条第九項に規定する短期入所生活介護をいう。
- 四 この表において「介護予防短期入所生活介護」とは、法第八条の二第九項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。
- 五 この表において「短期入所療養介護」とは、法第八条第十項に規定する短期入所療養介護をいう。
- 六 この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、法第八条の二第十項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。
- 七 この表において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。

- 八 この表において「介護老人福祉施設」とは、法第八条第二十四項に規定する介護老人福祉施設をいう。
- 九 この表において「介護老人保健施設」とは、法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設をいう。
- 十 この表において「指定介護療養施設サービス」とは、法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。
- 十一 この表において「療養病床等」とは、法第八条第二十六項に規定する療養病床等をいう。
- 十二 この表において「老人性認知症疾患療養病棟」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四百四十四条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。

別表第二

診療報酬の算定方法に掲げる療養	算定方法
<p>一 別表第一区分番号B009に掲げる診療情報提供料（注2に係る場合に限る。）が算定されるべき療養</p>	<p>一 入院中の患者以外の患者について、同一月に おいて、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療 養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い</p>

	<p>、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。</p> <p>二 介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）に入院している患者については、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている場合に限り、算定できる。</p>
<p>二 別表第一区分番号B009に掲げる診療情報提供料（注3に係る場合に限る。）が算定されるべき療養</p>	<p>同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。</p>
<p>三 別表第一区分番号C003に掲げる在宅末期医療総合診療料が算定されるべき療養</p>	<p>特定施設又は地域密着型特定施設に入居している患者（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受けている患者を除く。）については、算定できない。</p>

<p>四 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第一区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料</p> <p>ロ 別表第一区分番号C005・1・2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料</p>	<p>特掲診療料の施設基準等別表第七に規定する疾病等の患者又は急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものである場合に限り、算定できる。</p>
<p>五 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第一区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注10に規定する加算</p> <p>ロ 別表第一区分番号C005・1・2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注10に規定する加算</p>	<p>特掲診療料の施設基準等別表第七に規定する疾病等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものである場合（当該患者について、同一月において、特別管理加算を算定している場合を除く。）に限り、算定できる。</p>
<p>六 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第一区分番号I005に掲げる入院集団精神療法</p>	<p>同一日に、精神科作業療法又は認知症老人入院精神療法を行い、特定診療費を算定した場合には、算定できない。</p>

<p>□ 別表第一区分番号I008に掲げる入院生活技能訓練療法</p>	<p>入院中の患者以外の患者については、同一月に</p>
<p>七次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ 別表第二区分番号B000・4に掲げる歯科疾患管理料</p>	<p>において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い</p>
<p>□ 別表第二区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料</p> <p>八 別表第二区分番号B009に掲げる診療情報提供料（注2及び注6に掲げる場合に限る。）</p>	<p>、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。</p>
<p>八 別表第二区分番号C001・3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料が算定されるべき療養</p>	<p>入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。</p>
<p>九 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p>	<p>介護老人福祉施設入所者については、末期の悪</p>

<p>イ 別表第二区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>ロ 別表第二区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料</p>	<p>性腫瘍<small>しゅよう</small>である患者に対して実施した場合に限り、算定できる。</p>
<p>十 別表第三区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料が算定されるべき療養</p>	<p>入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合にあつては、この限りでない。</p>
<p>十一 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第三区分番号11に掲げる薬剤情報提供料</p>	<p>入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指</p>

<p> 口 別表第三区分番号13に掲げる長期 投薬情報提供料 八 別表第三区分番号14に掲げる後発 医薬品情報提供料 二 別表第三区分番号14の2に掲げる 外来服薬支援料 </p>	<p> 導費を算定した場合には、算定できない。 </p>
<p> 十二 次に掲げる点数が算定されるべき療 養 イ 別表第三区分番号15に掲げる在宅 患者訪問薬剤管理指導料 口 別表第三区分番号15の2に掲げる 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 八 別表第三区分番号15の3に掲げる 在宅患者緊急時等共同指導料 </p>	<p> 介護老人福祉施設入所者については、末期の悪 性腫瘍<small>しゅよう</small>である患者に対して実施した場合に限り、 算定できる。 </p>
<p> 十三 次に掲げる点数が算定されるべき療 養 </p>	<p> 入院中の患者以外の患者については、同一月に おいて、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養 </p>

<p>イ 別表第三区分番号16に掲げる調剤 情報提供料</p> <p>ロ 別表第三区分番号17に掲げる服薬 情報提供料</p>	<p>管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、 居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指 導費を算定した場合には、算定できない。</p>
<p>備考</p> <p>一 この表において「法」とは、介護保険法をいう。</p> <p>二 この表において「患者」とは、法第六十二条に規定する要介護被保険者等である患者を いう。</p> <p>三 この表において「居宅療養管理指導」とは、法第八条第六項に規定する居宅療養管理指 導をいう。</p> <p>四 この表において「介護予防居宅療養管理指導」とは、法第八条の二第六項に規定する介 護予防居宅療養管理指導をいう。</p> <p>五 この表において「居宅療養管理指導費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算 定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表の5に規定する居宅療養管理指導 費をいう。</p> <p>六 この表において「介護予防居宅療養管理指導費」とは、指定介護予防サービスに要する</p>	

費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表の5に規定する介護予防居宅療養管理指導費をいう。

七 この表において「老人性認知症疾患療養病棟」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第四百四十四条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。

八 この表において「短期入所療養介護」とは、法第八条第十項に規定する短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）をいう。

九 この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、法第八条の二第十項に規定する介護予防短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）をいう。

十 この表において「特定施設」とは、法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。

十一 この表において「地域密着型特定施設」とは、法第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設をいう。

十二 この表において「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。

十三 この表において「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」とは、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係

る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。

十四 この表において「特別管理加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注9に規定する特別管理加算及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注9に規定する特別管理加算をいう。

十五 この表において「精神科作業療法」とは、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）別表の16に規定する精神科作業療法をいう。

十六 この表において「認知症老人入院精神療法」とは、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数別表の17に規定する認知症老人入院精神療法をいう。

十七 この表において「特定診療費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9の二の(7)に掲げる特定診療費、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3の八の(12)に掲げる特定診療費及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9の二の(5)に掲げる特定診療費をいう。